

ID: 0426

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	使用料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市津黄龍宮の潮吹交流施設条例 第11条		
例 規 番 号	平成29年条例第22号		
【根拠条文】 (使用料の減免) 第 11 条 市長は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があるとき、使用料を減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び長門市津黄龍宮の潮吹交流施設条例施行規則第 3 条の規定による。 (使用料の減免) 第 3 条 条例第 11 条の規定により使用料の減免ができる事由は、次のとおりとする。 (1) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車が駐車するとき。 (2) 国、県又は地方公共団体が管理上必要な業務を行うために使用する自動車が駐車するとき。 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が公益上特に必要があると認めるとき。			
標準処理期間	3日		
備考	指定管理者による利用料金制度を採用しているため適用なし		
設 定 年 月 日	令和 2 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日